

入札参加業者各位

神戸市行財政局契約監理課

物品等の制限付一般競争入札の全面実施について（お知らせ）

これまで指名競争入札で契約相手先を決定していた案件のうち、令和5年4月より一部の品種について制限付一般競争入札を先行実施してまいりましたが、**令和5年10月以降発注分より原則、すべての品種（建設コンサルタント等業務を除く）において、制限付一般競争入札**で、契約相手先決定することになりますので、お知らせいたします。詳細については、下記の内容をご確認ください。

記

1. 制限付一般競争入札とは

制限付一般競争入札は、神戸市物品等競争入札参加資格の他に、**一定の要件を付加した一般競争入札**です。

指名競争入札と比較して、多くの業者様が入札参加機会を得ることになり、入札において、より競争性が働きます。入札参加業者様にとっても、神戸市物品等競争入札参加資格申請時の**希望品種にとらわれることなく**、事業内容に合致した入札に参加できるようになります。

付加要件としては、たとえば「神戸市内に本店を有する」等、案件の性質等に合わせて設定する予定です。

2. 制限付一般競争入札を実施する上での注意点

指名競争入札のように、メールなどの連絡は届きません。入札情報が兵庫県電子入札共同運営システムの物品発注情報（制限付一般競争入札）のページ

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/genre/1637828073820/index.html>
に掲載されます。

各業者様におかれましては、各々上記の発注情報を確認のうえ、契約を希望する案件につき入札に必要な手続きをしてください。

3. 全面実施スケジュール

令和5年10月以降発注分から実施

4. 入札予定情報の提供について

制限付一般競争入札の全面実施に伴い、今後の入札案件の予定一覧を兵庫県電子入札共同運営システムの物品発注情報（制限付一般競争入札）のページに掲載しますので参考にして下さい。

5. その他

(1) 指名競争入札における簡易認証の導入について

本通知のとおり、今後は原則、制限付一般競争入札に移行しますが、**入札案件の内容等によっては指名競争入札を行う場合があります。**

入札参加にあたっては、ICカードを使った電子入札を原則としているところですが、令和5年10月からの指名競争入札では、ICカードを所有していなくても電子入札が可能となる**「簡易認証」方式**を導入いたします。通知書到達のメールにおいて、「入札方式：指名競争入札（簡易認証）」と記載がある場合が該当となります。

詳細については、兵庫県電子入札共同運営システムの「指名競争入札における簡易認証の導入について」のページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/index.html>）をご確認ください。

【参考資料】

制限付一般競争入札の対応手順

(1) 公告の確認

指名競争入札のようにメールなどの連絡は届きません。

入札に参加を希望される業者様は、日々更新される兵庫県電子入札共同運営システムの物品発注情報（制限付一般競争入札）のページ

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/genre/1637828073820/index.html>

に掲載される公告を確認してください。

(2) 入札情報の内容確認

入札参加を希望される入札案件が掲載されていたら、掲載されているデータを全てダウンロードのうえ、全ての書類を確認してください。

(3) 質疑の有無の確認

質疑や同等品申請があった場合の回答は、

兵庫県電子入札共同運営システムの物品発注情報（制限付一般競争入札）のページ

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/genre/1637828073820/index.html>

に掲載します。

入札をする前に、必ず、質疑の有無の確認を行い、最終の積算額を算出してください。

(4) 入札

入札情報に従って、期限までに入札をしてください。

(5) 開札から落札者決定通知までの流れ

開札を行ったら、保留通知を発信します。

入札参加業者様の入札参加資格を審査^(注1)し、落札者が決定したら

落札者決定通知書を発信します。受領されましたら、契約手続きを行ってください

(注1)落札候補者となった業者様は、公告に記載の期日までに入札参加資格等確認資料を提出してください。(必ず期日を守ってください。)